

## 西原村スポーツ協会規約

### (総 則)

第1条 本会は、西原村スポーツ協会と称する。

第2条 本会は、村内におけるスポーツを振興し、村民の体力向上を図り、スポーツ精神の涵養に資することを目的とする。

第3条 本会は、村内スポーツ諸団体をもって構成する。

第4条 本会の事務局を、西原村教育委員会内におく。

### (事 業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツの普及発達の企画と指導
- (2) スポーツ大会、講習会等、スポーツに関する各種行事の実施
- (3) スポーツ指導者の研修
- (4) スポーツ向上に関する方策の調査及び施設
- (5) スポーツ向上に関する諸施策に対する協力
- (6) 村内スポーツ大会等の指導、協力
- (7) スポーツ諸団体との調整、連絡
- (8) スポーツを通じての青少年の健全育成
- (9) その他、本会の目的達成に必要な事項

### (役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- 会長 1名（競技団体代表者による互選とする）
- 副会長 2名（教育長・競技団体代表者）
- 監事 2名（競技団体代表者）

第7条 会長は、本会を代表して会務を統轄する。

副会長は、会長に事故あるときこれを代行する。

監事は、会計の執行や状況を監査する。

第8条 種目は、次のとおりとする。

軟式野球、ソフトボール、バレーボール、バドミントン、陸上競技、剣道、柔道、グラウンドゴルフ、少林寺拳法、ソフトテニス。

第9条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

第10条 補欠によって就任した役員任期は、残任期間とする。

第11条 役員は、任期満了後も後任者の就任まで、その職務を行う。

(議 決)

第12条 会議は、出席者の過半数をもって議決する。可否同数の時は、会長の決するところによる。

(総 会)

第13条 総会は、本会の議決機関で年に1回開催する。ただし、必要に応じて、会長は臨時総会を招集することができる。

- (1) 規約の改廃
- (2) 事業計画、予算の審議決定及び決算の承認
- (3) 役員を選任
- (4) 種目間相互の事業計画並びに調整実施

第14条 本会の経費は、次にかかげるもので支弁する。

1. 負担金
2. 会費
3. 補助金
4. 寄付金
5. その他

第15条 会長および副会長が、本会を代表し出張する場合は、西原村役場旅費規程に準じて旅費を支給する。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

- (附則) 本規約は、平成15年6月20日より適用する。  
本規約は、平成21年5月26日より適用する。  
本規約は、平成22年5月28日より適用する。  
本規約は、平成24年5月29日より適用する。  
本規約は、平成25年5月28日より適用する。  
本規約は、平成30年5月29日より適用する。  
本規約は、令和元年6月6日より適用する。  
本規約は、令和3年9月1日より適用する。